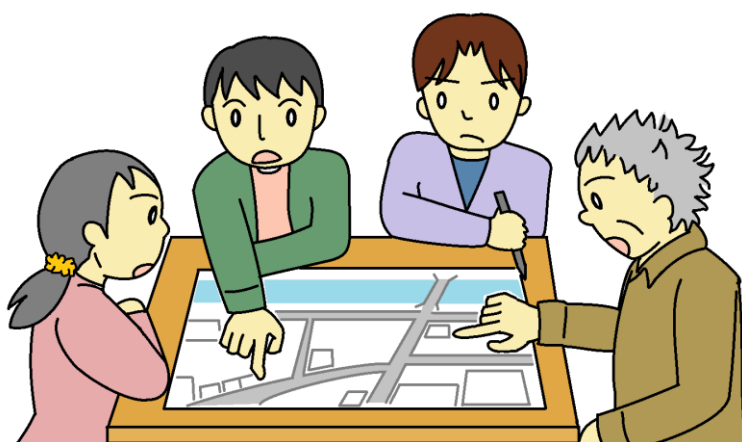


飛騨市避難行動要支援者支援計画における
避難行動要支援者名簿・災害時個別支援プラン活用 Q&A



【お問い合わせ先】

飛騨市役所 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係
〒509-4221 飛騨市古川町若宮 2 丁目 1-60(ハートピア古川)
電話0577-73-6233 FAX0577-73-3604

令和元年8月作成

はじめに

飛騨市は、平成 30 年度に災害対策基本法及び飛騨市地域防災計画に基づき、災害発生時に避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、「飛騨市避難行動要支援者支援計画」を策定しました。この計画では、災害時に適切な避難行動をとるため、各地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、日常の状況把握に努め、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを事前に定めておく、災害時「個別支援プラン」の作成について定めています。

この Q&A 集は、避難行動要支援者名簿及び災害時「個別支援プラン」を活用した地域の避難支援体制の整備等を推進するため、「避難行動要支援者名簿・災害時個別支援プラン活用 Q&A」としてまとめました。

安心して暮らすことのできる地域づくりのため、避難支援体制の整備に取り組んでいただきますようお願いします。

用語の説明

(1) 要配慮者とは

災害時に何らかの支援が必要な方。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などをいいます。

(2) 避難行動要支援者とは

在宅生活をする要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方であって、次の表に該当する方をいいます。

飛騨市避難行動要支援者名簿対象者	
①	要介護 3 以上の認定を受けている人
②	身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている人
③	療育手帳 A の交付を受けている人
④	精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている人
⑤	地域生活支援事業を受けている難病患者
⑥	その他市長又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた人

(3) 避難支援等関係者とは

区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、医療機関をいいます。避難支援等関係者は、避難行動要支援者の日頃からの見守り活動や「個別支援プラン」作成の支援を行います。

(4)避難支援者とは

災害時に避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行う人で、近隣住民、区・自治会の構成員などをいいます。

(5)避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法（第 49 条の 10）に基づき、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として、市が作成する名簿をいいます。

(6)個別支援プランとは

飛騨市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報を共有して、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて避難支援計画を定めておくプランをいいます。

よくある質問 Q&A

〇地域における避難支援体制の取組について

Q：避難行動要支援者の支援は、行政がすべきことではないでしょうか？

A：災害発生時は、行政も支援にあたりますが迅速な対応には限界があります。過去の大災害において近隣住民による支援が最も有効であったとされています。日頃からの見守り活動を通して避難支援体制を整備することが重要になります。

Q：災害時は、自分や家族のことで精一杯です。避難行動要支援者を支援する余裕がないのですが？

A：まずは、自分や家族の安全を確保してください。そのうえで、可能な範囲での支援をお願いします。

Q：「避難支援者」とされた人は、災害時に支援ができなかった場合の責任を負うのですか？

A：避難支援者は、支援を行う法的責任や義務を負うものではありません。役割を果たせなくても責任を問われません。

Q：避難支援者になってもらう方がいなく決まりません。

A：避難支援者がいない場合は、町内での組・班などのグループ単位で支援を行う体制づくりをお願いします。

Q：区の役員が毎年交代するため、避難支援体制の引継がうまくいきません。

A：避難支援に関わる方を常設の役員以外から募り、継続的に事業に携わる体制づくりなど、地域に応じた体制をご検討ください。

例) 出水期前に新役員への引継確認、見守りネットワーク研修会や防災訓練時に支援体制の確認など

○避難行動要支援者名簿・個別支援プランの取扱いについて

Q：提供された避難行動要支援者名簿や個別支援プランにはどのような義務や責任がありますか？

A：名簿やプランの提供を受けた避難支援等関係者（区、自治会等）は、災害対策基本法（第49条の13）に基づき守秘義務が課せられます。正当な理由なく名簿情報を漏らすことは、避難行動要支援者やその家族等の権利利益を侵害するおそれがあります。適正な管理をお願いします。

なお、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命を災害から保護するために必要があるときは、避難支援等関係者以外にも名簿情報を提供することができます。

Q：名簿やプランはどこに保管すればよいですか？

A：部外者が容易に持ち出せない、見ることのできない場所に保管ください。

例えば、区長・民生委員さんの自宅や地域集会場等にある金庫、キャビネット、机等で施錠できる場所に保管ください。

Q：名簿やプランを管理する責任者は区長でなければいけませんか？

A：名簿やプランは、区長と民生委員へ提供をしていますが、実際に避難支援体制の整備を推進するリーダーとなる方がありましたら管理責任者としていただくことも可能です。

Q：名簿やプランを紛失、漏えい等が起きた場合、罰則などありますか？

A：災害対策基本法では、守秘義務違反に対する罰則規定はありませんが、情報の取扱いには十分ご留意ください。

なお、故意に名簿情報の漏えいを行った場合などは、避難行動要支援者から損害賠償請求をされる可能性がありますので、ご注意ください。

Q：名簿やプランを複写して、避難支援体制に関わる区の役員等へ提供してもよいですか？

A：区の役員等で避難支援に関わる方は、名簿やプランの複写を所持しても問題

ありません。ただし、複写の所持については、紛失や情報漏えいのリスクを最小限にするため、全ての避難行動要支援者の個別支援プランの複写を提供するのではなく、例えば組長（班長）が担当する避難行動要支援者のプランのみを提供するなど必要最小限とするよう配慮ください。

Q：すでに当地区では、自主的に避難行動要支援者を把握し、避難支援体制の取組を進めています。この事業と重複してしまうのですがプランの作成は必要ですか。

A：既に同様の取組をされてあればプランを作成されなくても問題ありません。既存の避難支援体制の取組を推進するため、市が提供する避難行動要支援者名簿をご活用ください。

○災害時の支援について

Q：避難行動要支援者は、一人ひとり配慮しなければならない特徴が異なるため、どのように支援する必要がありますか？

A：避難行動要支援者それぞれ特徴があって、配慮する点は一人ひとり必要とする支援や対応の仕方など異なるので留意するようお願いします。一般的な事項としては、次に掲げるとおりです。

区分	避難行動等の特徴	留意事項
高齢者	• 体力が衰え行動機能が低下している。 • 緊急事態の察知が遅れる場合がある。	• 迅速かつ直接的な情報伝達が必要。 • 日頃から服用している薬があれば携帯させる。 • 避難所での健康状態に十分配慮する必要がある。
寝たきり高齢者	• 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 • 自力で行動することができない。	• 家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 • 車いすやストレッチャー又は毛布などで作った応急担架等移動用具を確保する必要がある。 • 日頃から服用している薬があれば携帯させる。 • 医療、介護関係者との連絡体制の確保が必要。

区分	避難行動等の特徴	留 意 事 項
認知症高齢者	・自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・環境の変化による不安等から、精神症状や行動障害が現れる場合がある。	・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、安心させ落ち着かせる。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・認知症の特性を理解した者が対応することが必要。 ・医療、介護関係者との連絡体制の確保が必要。
視覚障がいのある方	・視覚による緊急事態の覚知が不可能な場合が多い。 ・周囲の状況が変化した緊急事態の状況下では、いつもどおりの行動ができないことにより精神的に不安定になる。 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難ができない。	・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難を誘導する支援者が必要。 ・避難所では出入り口に近いところを確保し、移動を少なくする。 ・避難所内の案内やトイレなどへの誘導に配慮する。
聴覚障がいのある方	・視覚外の緊急事態の覚知が困難な場合が多い。 ・音声による情報が伝わらない。 ・緊急時でも自分の意思を言葉で人に知らせることが困難である。 ・必ずしも手話ができるとは限らない。 ・外見からは障害のあることがわからない。	・文字や絵を組み合わせる形で情報を伝える。 ・筆談や手話、身振りなど視覚による情報伝達が必要。 ・避難所での音声による連絡は、必ず文字でも掲示する。 ・手話通訳者や要約筆記者の配置に努める。

区分	避難行動等の特徴	留 意 事 項
肢体不自由の方	・自分で身体を守る安全が困難である。 ・自分で避難することが困難である。 ・車いす等の使用者は、避難行動に多くの時間を要する。	・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・車いすやストレッチャー又は毛布などで作った応急担架等移動用具を確保する必要がある。 ・避難所では車いすが通れる通路を確保し、出入り口に近い場所を確保するなど移動を少なくする。 ・避難施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
知的障がいのある方	・緊急事態の認識や判断が困難である。 ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・環境の変化による精神的な動揺により発作やパニック症状を起こす場合がある。	・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静に接し、安心させ落ち着かせる。 ・障がいの特性を理解した者が対応することが必要。 ・避難所では、間仕切りや個室の確保が望ましい。 ・症状の悪化に備えて、医療機関等との連絡体制の確保が必要。
精神障がいのある方	・多くは、自分で判断し行動することができる。 ・急激な環境の変化により精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・服薬の継続が必要。	・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静に接し、安心させ落ち着かせる。 ・障がいの特性を理解した者が対応することが必要。 ・避難所では、間仕切りや個室の確保が望ましい。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・症状の悪化に備えて、医療機関等との連絡体制の確保が必要。

区分	避難行動等の特徴	留 意 事 項
内部障がい・難病患者	- 心臓機能障害者（ペースメーカー装着者等）、腎臓機能障害者（人工透析通院者）、呼吸器障害者（人工呼吸器装着者等）、ぼうこう、直腸機能障害者（人工肛門装着者等）等。 - 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 - 外見からは障害の有無を判別できないことが多い。 - 医薬品や人工呼吸器等の医療機器を携帯する必要がある。 - 人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 - 水分、食事の制限が必要な場合がある。 - ショックや急激な環境変化による心身の疲労、ストレスにより症状を悪化させる場合がある。	- 家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 - 医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、医療機関との連携や支援、移送手段の確保が必要である。 - 車いすやストレッチャー又は毛布などで作った応急担架等移動用具を確保する必要がある。 - 特殊な薬剤や食事制限等、疾患に関する必要な情報を確認することが必要である。 - 常時使用する医療器械等に必要な電気酸素ボンベ等を確保する必要がある。 - 避難所では、ケアのできるスペースを確保する必要がある。
妊産婦	- 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 - 素早い行動が困難な場合が多い。 - 肉体的、精神的ショック等により母体に異常をきたすことがある。	- 避難所では、防音や衛生面での設備の充実、思いやりや心配りが必要である。 - 産婦人科医、助産師等による支援体制の確保が必要である。
乳幼児	- 自ら判断し、行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要である。 - 避難所生活等におけるストレスの影響を受けやすい。 - 異物の飲食や危険な場所への接近など突発的に予想外の行動をとる場合が多い。	- 保護者とともに避難をする。 - 被災による精神的な後遺症が残るおそれがあり、心のケアが必要である。 - 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、児童養護施設などへの緊急一時保護、緊急入所などの対応が必要である。

区分	避難行動等の特徴	留 意 事 項
外国人	- 日本語を理解できない場合が多いので情報が伝わりにくく、災害時の対応が遅れる可能性が高い。 - 緊急時に日本語で人に知らせることができない場合がある。 - 旅行で来日している外国人は、日本の災害の特徴や地理などを十分理解していない。	- 多言語による情報提供が必要である。 - 絵図を用いた筆談や手振り等により情報を伝える。 - 避難所では、外国語や図、イラストを用いた表示が必要。 - 通訳者の配置に努める。